

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開議

○議長（織田八茂君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

本日、吉原経夫君から6月15日の一般質問における発言について発言取消申出書が提出されました。

お諮りします。

発言取消申出書についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。

発言取消申し出についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にします。

地方自治法第117条の規定により、吉原経夫君の退場を求めます。

〔吉原経夫君 退場〕

○議長（織田八茂君）

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時03分 休憩

午前10時49分 再開
~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（織田八茂君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで申し出理由の説明を求めますので、吉原議員の入場を認めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。

それでは、吉原議員の入場を認めます。

〔吉原経夫君 入場〕

○議長（織田八茂君）

それでは7番吉原経夫君、発言取消申出書について申し出理由の説明を求めますのでお願いをしたいと思います。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

昨日の一般質問におきまして、議長からわかっている質問はするなということで、私はわからないから質問をさせていただいたという流れの中で、わかっていることを行政側に聞くということは自分自身の議員の信条として自分のことですが、行政との癒着、また談合につながるという意味で発言をさせていただきましたが、テープを議会事務局に起こしていただいてその文章を読ませていただいたところ、私としては大治町議会また他の議員のことに對して言ったことではございませんが、そういうふうを受け取られるということは私も心外でございますし、皆さんにご迷惑をかけるということでその部分に関して1点取り消しさせていただきたいと。

もう1点は、選挙用のポスター掲示場の件でございます。無投票で終わればもうポスター掲示場ではないから無投票の告知に使ったらどうかというご提案の中で、愛知県選挙管理委員会にお聞きしましたところ、公職選挙法には書いていないと。だから、私は書いていないことは違反ではないというふうに捉えたんですが、愛知県選挙管理委員会はそういうお話はしていないということで、これも町の機関ではございませんからご迷惑をおかけすることはよくないということで2点取り消しさせていただきたいと。そのことも昨日テープ起こしをしていただいた文章を読ませていただいてわかりました点でございます。

昨日の議場でいろいろやりあっている最中でございますので、私正確にどういうふうに発言したかというのは私自身正確な言葉はわからないので、後で議会事務局にとにかく確認させていただいて、これは不穏当な発言であるので取り消しをさせていただくのが一番いいやり方だということを思いました。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

吉原君、今説明の中で全く行政側と議会側の癒着はないというふうに考えておるといふことと、談合の内容についてそういうことはなかったと思ったから発言を取り消すということでおっしゃられましたけれども、それでよかったですか。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい。

○7番（吉原経夫君）

今、談合とかそういうことではなくて、私がそういうことをやると自分自身そういう

ふうに思っているということで自分のことをごさいます。だから、具体的に他の議員なりそういう談合・癒着の事実はありませんし、そのことに関して言及したことではごさいます。ただ、そういうふうにとられかねない、皆さんがそういうふうにとられるという発言をしたということは本当に不穏当でございますので取り消しさせていただきたいということでございます。事実も当然ありませんし、私自身の政治信条の中でのお話でございます。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

それでは、もう1回確認しますけれども、議事録に残っておる「行政側と議員側の癒着、談合と僕は考えます」その言葉が残っておりますけれども、それは全く不穏当な発言だったということでございますね。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい。

○7番（吉原経夫君）

それにつきましては、私の信条として自分のことですが、ほかの方にとられるということもあります。そういうふうにとられたということに関しては私の発言が本当に不穏当だということで、当然事実でもありませんし、ただ私の政治信条として議員の信条として行政側と事前に話を余りしない、わかりきったことは質問しない、わからないことを聞くとそういう形で自分の気持ちとしてのことを述べたことで、ただ言葉としてよくなかったということで取り消しさせていただきたいと思ひます。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

わからないから聞くのはいいんですけれども、これは神聖な議会ですので、そういうことが自覚しておればそのときに撤回していただくのが、議長から撤回の動議に基づいて撤回してくださいというお願いはしておるんですね。きょう1日で変わったというのはそこら辺はどうなんですかね。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい。

○7番（吉原経夫君）

本来、昨日も暫時休憩を入れていただいて発言の内容を確認すればよかったんですが、そういうちょっと心の余裕もなかった。とにかくテープを起こしていただいて発言内容を確認させていただいた。とにかく確認しなければ自分自身どういう発言をしたのかというのがわかりませんので、正確には、ということでちょっと確認させてい

ただいたところ、「談合・癒着」以外にも公職選挙法の愛知県選挙管理委員会との発言でも少し問題が、少しではなくて多々問題があったということがわかったと。ですから、その場でやれるのが一番いいんですが、暫時休憩入れて。まだまだ私も2期目でなれておりませんので、もしよろしければそのときに議長に暫時休憩入れていただければ助かったんですが、そういうわけでもございませんので、私の確実なミスでございますのでこれは皆様に謝罪をさせていただきたいということでございますが……

○議長（織田八茂君）

座ってください。

○7番（吉原経夫君）

いいでしょうか。

○議長（織田八茂君）

はい。申し出理由の説明を求めましたけれども、使ってはならない言葉を使っていたいておりますからああいう動議が出て、動議に議員の皆さんも賛成をされたということの自覚は強く受けとめていただいて、今後の議会活動に反映をさせていただくようお願いをして退場を求めます。

吉原君、退場をお願いします。

[吉原経夫君 退場]

○議長（織田八茂君）

それでは続けます。

吉原経夫君から6月15日の会議における発言について、会議規則第64条により不穏当発言があったという理由により、お手元に配付しました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

これをお諮りします。

これを許可することにご異議ありませんか。起立採決でお願いしたいと思います。

許可することに賛成の方は起立お願いします。反対の方はそのままお座りください。

[起立 7名]

○議長（織田八茂君）

はい、ありがとうございました。

7名ですので起立多数です。異議なしと認めます。したがって、吉原経夫君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定をいたしました。

吉原経夫君の入場を認めます。

[吉原経夫君 入場]

○議長（織田八茂君）

日程第1、議案第29号大治町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例についてを

議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、7番吉原経夫君、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。条例改正の場合、大治町民の皆様にとどのような影響があるのかとそういうのを明らかにする。また、町の財政にどのような影響があるのか。そういうのを明らかにしていくのが議員の務めであると思っております。詳しいことは委員会でやるべきでございますが、現状どうなのかというのは本会議でちょっとお聞きしたいと思います。

課税限度額の見直し等低所得に係る保険税軽減の拡充、それぞれどれぐらい対象世帯、全世帯の中で国保の加入世帯の中で何世帯あるのか。また、どれぐらいの額が影響あるのか。他の条例改正の提案の中で介護保険料もありますが、そのように一般会計補正予算で数字が出ていればわかるんですが、今回6月の補正予算では出ておりませんのでそこら辺をまずお聞きしたいと思いますが、どうでしょうか。

○保険医療課長（鈴木 進君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、保険医療課長。

○保険医療課長（鈴木 進君）

それではまず限度額の影響につきましてお答えさせていただきます。

限度額の試算につきましては、26年度課税のデータに基づきまして27年3月の状況で試算を行いました。まず、基礎課税分と後期高齢者支援金分、さらに介護納付金分でそれぞれ増額になりました。合計といたしましては約300万円程度の課税限度額の増加が見込まれるところでございます。世帯数につきましては、基本になります基礎課税分で申しますと改正前が160世帯、改正後が156世帯。そのときには当町の課税世帯数は4,804世帯でございます。

次に、軽減の方の拡充に伴う影響でございます。試算につきましては同じく先ほど申しましたように3月末で試算を行いました。5割軽減については29世帯が軽減が増加しました。2割軽減につきましては22世帯の増加になりました。合計で約190万円軽減がふえるという結果になりました。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

今、課税限度額の見直しで300万円の増額、保険税減税で190万円の減額ということで試算をいただきましたが、増額の方は歳入がふえるということだと思っておりますが、減額の方は歳入が減るんですが、これは国などの補填はあるのでしょうか。

○保険医療課長（鈴木 進君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、保険医療課長。

○保険医療課長（鈴木 進君）

国民健康保険税につきましては、その軽減分につきまして保険税の基盤安定制度というのがありまして、県が4分の3、町が4分の1を補填するということでございます。したがって、国保会計上の増加はないということでございます。以上です。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

○11番（浅里周平君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、11番浅里周平君。

○11番（浅里周平君）

11番浅里です。今回、地方税法の改正に伴って主には課税限度額を51万円から52万円に引き上げるということで提案をいただいております。金額的には1万円ということでそういった金額でございますけれど、こういった影響を受ける世帯が156世帯だそうでございますが、ほぼ100%農家の方ではなからうかと想像するんです。農地、田んぼや畑を持っていて固定資産税を100万、200万、300万、そういった大きな金額を払っている世帯に今回この1万円の追加というんですか、増額になってくるんですが、この限度額の引き上げが果たしていいのかどうか。地方税法が変わったとしてもこれに大治町が追随せねばいかんという決めはないというふうに思うんですよね。そういう点で納税者は大変厳しい状況でたくさんの税金を払っている。その世帯にまた1万円を上乗せしていくというのは本当に厳しいのではないのかというふうに思うんですが、そういった点をどのように考えて今回の提案になったのかお伺いしたい。

○保険医療課長（鈴木 進君）

議長。

○議長（織田八茂君）

保険医療課長。

○保険医療課長（鈴木 進君）

今、議員が申されましたように、あくまでも地方税法の改正におきまして国においてこの限度額の見直しがされたものでございます。今回の引き上げというか改正につきましては、国保税の課税限度額の超過世帯の割合と被用者保険におきます標準報酬月額の上限としての法定されております被用者保険のルールのバランスを考慮いたしまして、国民の公平性を確保する観点から今回限度額の見直しがされたということでございますので、それにあわせて大治町の限度額も引き上げるということでございます。以上です。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第29号は、福祉建設常任委員会に付託します。

日程第2、議案第30号大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。条例改正に伴いまして、やはり町民の方、また町内事業者の方がどのような影響を受けるのか。これを聞くことも議員の務めであると思います。そこで、詳しくは委員会でお聞きしますが、現状はどうかということでは本会議でお聞きしたいと思います。

1点は、家庭的保育事業等ですが、大治町に事業者があります。そこで現状看護師さんがみえるのかどうかということで、また、このもとになっているのはやっぱり保育所のことでございます。保育所4園での現状はどうか、お尋ねをしたいと思います。お願いいたします。

○子育て支援課長（安井慎一君）

議長。

○議長（織田八茂君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（安井慎一君）

それでは、町内の現状についてご説明させていただきます。町内には小規模保育事業A型としまして1カ所運営されております。この中には看護師1名が配置され保育士としてみなされております。また、町内の保育所における状況におきましては現在看護師は配置されてございません。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

今現状を教えてくださいましてまことにありがとうございます。具体的にはまた委員会でお聞きますが、この条例改正によりまして小規模A型1件ありますが、看護師の方が准看護師にかわることもできるということで、ただ現状どうなのか。私委員会ですそれはお聞きしたいと思います。また、保育所に看護師の方がみえないという件は議題外でございますので9月の決算等々でまたお尋ねしたいと思います。あとは委員会でやらせていただきます。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

[[「なし」の声あり]]

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号は、福祉建設常任委員会に付託します。

日程第3、議案第31号大治町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原でございます。この条例改正、もともとは介護保険法の第124条の2、市町村の特別会計への繰入れ等に基づくものだと思いますので、ちょっと資料がないので読ませていただきますが、「第124条の2、市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、所得の少ない者について条例の定めるところにより行う保険料の減額賦課に基づき第1号被保険者に係る保険料につき減額した額の総額を基礎として政令で定めるところにより算定した額を介護保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。2、国は、政令で定めるところにより、前項の規定による繰入金金の2分の1に相当する額を負担する。3、都道府県は、政令で定めるところにより、第1項の規定による繰入金金の4分の1に相当する額を負担する。」ということで、法でそれぞれの負担割合は決まっていますが、どれだけ減額するのか。今0.50を0.45に変えるという条例提案でございますが、これは市町村の考えなんですね、0.45にするというのは。減額はこの法でしなければいけないんですが、どれだけ減額するか。町村によっては0.3のところもありますし、0.49とかいうのもこの法によるとできるということでございますので、なぜ町として0.50を0.45にしたのか。町の考え。この条例改正のもとになる大きなことでございますので、まず1点それをお聞きしたいと思います。

○民生課長兼老人福祉センター所長兼在宅老人デイサービスセンター所長（伊藤美紀雄君）

はい、議長。

○議長（織田八茂君）

はい、民生課長。

○民生課長兼老人福祉センター所長兼在宅老人デイサービスセンター所長（伊藤美紀雄君）

それでは、ただいまの0.05のお話でございます。国から負担割合が10分の0.5を超えない範囲でということを示されてきましたので、それに基づいて0.05を軽減するという提案をさせていただきましたのでよろしく願いいたします。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

10分の0.5、つまり0.50から0.45にするのが一番国の指針の中では最大であるという回答をいただきましたが、これは介護保険法施行令の中に具体的に載っていることかなと

と思いますが、介護保険法施行令等の改正によりとありますから。もし今わかればお答え  
いただきたいです。まだでしたら委員会でお聞きしますので、それはどちらでもいいん  
ですが、わかればお答えください。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

この点については委員会でお聞きをいたします。

低所得者の第一段階でございますが、生活保護世帯とそうでない世帯がございます。  
それぞれ何世帯あるのかということと、生活保護世帯の場合、もともと介護保険料は生  
活保護費から出ておりますので今回減額分の4分の1は町の負担になるということで、  
その分に関しては生活保護世帯、負担は変わらないのに町の負担がふえるという矛盾も  
あると思います。それも指摘しながら今どういう現状なのかということをお聞かせくだ  
さい。詳しくはまた委員会でやらせていただきますのでお願いいたします。

○民生課長兼老人福祉センター所長兼在宅老人デイサービスセンター所長（伊藤美紀雄君）

議長。

○議長（織田八茂君）

民生課長。

○民生課長兼老人福祉センター所長兼在宅老人デイサービスセンター所長（伊藤美紀雄君）

ただいまのご質問でございますが、今回の提案についてはあくまでも第一段階を軽減  
対象とするものでございますのでよろしくお願いたします。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号は、福祉建設常任委員会に付託します。

日程第4、議案第32号平成27年度大治町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第32号は、所管の各常任委員会に付託します。

日程第5、議案第33号平成27年度大治町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第33号は、福祉建設常任委員会に付託します。

日程第6、議案第34号平成27年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第34号は、福祉建設常任委員会に付託します。

日程第7、議案第35号工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第35号は、総務教育常任委員会に付託します。

日程第8、議案第36号工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第36号は、福祉建設常任委員会に付託します。

日程第9、議案第38号工事請負契約についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（織田八茂君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第38号工事請負契約について。

平成27年5月29日、事後審査型一般競争入札に付した大治町同報系防災行政無線デジタル化整備工事について、左記のとおり請負契約を締結するため大治町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成27年6月15日提出、大治町長。

本件の大治町同報系防災行政無線デジタル化整備工事の請負契約は、契約金額1億5876万円で朝日電気工業株式会社と契約を締結するものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（織田八茂君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○11番（浅里周平君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、11番浅里周平君。

○11番（浅里周平君）

11番浅里周平です。ただいまの提案いただいたんですが、今議会3本目の議決案件で工事請負契約を提案されております。このものでお伺いしていくんですが……

○議長（織田八茂君）

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時13分 休憩

午前11時13分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（織田八茂君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番浅里周平君、どうぞ。

○11番（浅里周平君）

予算では3億9866万8000円という予算の中で、今回、朝日電気工業が落札して消費税込みで1億5876万ということで契約の提案をいただいております。心配するところは、この落札率ですが36.87%ということで大変議員の側からいくと値打ちに締結できるんだなということで喜ぶ反面、安かろう悪かろうにはならんかということで心配もするんです。こういった契約金額で十分に所期目標が達成できるかどうかということですね。最近では工事の中身は違いますが、西小学校で剥落事故がございましたが、安くできることは大変うれしいことなただけけれど、先行きが心配される部分がございます。そういう点で十分に所期目標が達成できるのかどうかということをお伺いしたい。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（織田八茂君）

総務部長。

○総務部長（糸野和彦君）

平成27年6月3日でございますが、指名審査会におきまして低入札価格調査に係るところの審議を行いました。その結果、この契約については十分工事の目的は達成できるというふうに決定をさせていただいたところでございます。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

○11番（浅里周平君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、11番浅里周平君。

○11番（浅里周平君）

十分見通しが立って今回締結の提案をいただいたというふうに思うんですが、今回出されております入札執行状況一覧表でいきますと、一番高いところで3億6800万。こういったことでしか工事ができないというところの入札ですね、札を入れている。2億5800万もありますか。こういった部分から想像していくとかなり厳しい状況にあるのではないかとこのように私は見るんですが、できるということを言われるんだから本当にできるんだと思うんですが、絶対大丈夫ということですね。そのところでお伺いしたものです。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（織田八茂君）

総務部長。

○総務部長（桑野和彦君）

審査いたしました結果、できるというふうに判断をいたしましたところでございます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。先ほどの議員もお話ありましたけれど、西小の体育館撤去工事に関してはあれは低額入札ではございませんが、今回のこれは低額入札ということで審査会は通っておりますが、やはりずっと職員が注視をしていかなきゃいけないことだと思っておりますが、具体的にどのような形で注視をしていくのか、1点お聞きしたいと思います。

○副町長（伊藤康男君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、副町長。

○副町長（伊藤康男君）

申しわけございませんが、何の注視のことかちょっとわかりかねますので済みませんが。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

済みません、説明不足で済みませんでした。低額入札の場合、きちっと工事が行われるかどうか、その状況をやっぱり見ていかなきゃいけないというからこそ低額入札という制度があるんだと思っておりますので、そこら辺当然審査会で通っていることではございますが、やはりこれは気をつけていかなきゃいけないということで低額入札だと思うんですが、そこら辺のやり方を。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号は、総務教育常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。



午前11時19分 散会